

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」 発出後の取組について

ラインナップ

- 1 指針に関する説明会の実施状況
- 2 指針等の英訳状況
- 3 指針の取組状況の実態調査
- 4 WOAHコードの改正状況

1 指針に関する説明会の実施状況 ①

農林水産省が主催した説明会

(1) 全国オンライン説明 (令和5年7月)

対象: 農政局、都道府県、全国団体 など

(2) 在京大使館向け (令和5年9月)

(3) ブロック別オンライン説明会 (令和5年9月～10月)

- ・ 北海道・東北ブロック ・ 関東・北陸ブロック ・ 東海ブロック
- ・ 近畿ブロック ・ 中国四国ブロック ・ 九州・沖縄ブロック

対象: 地方公共団体、畜産関係団体、その他関係団体(消費者団体、流通・小売団体)など

(4) 畜種別等オンライン説明会 (令和5年10月～11月)

- ・ 乳用牛及び肉用牛 ・ 採卵鶏 ・ ブロイラー
- ・ 豚 ・ 馬 ・ 輸送及び安楽死

対象: 地方公共団体、畜産関係団体、その他関係団体(消費者団体、流通・小売団体)など

1 指針に関する説明会の実施状況 ②

要請を受けて対応した説明会（令和6年7月末時点）

（1） 畜産関係団体

（実施済み：38件） 畜産技術協会、中央畜産会、日本養豚協会、日本養鶏協会、JA全農、乳用牛改良推進協議会、全国鶏卵加工協議会、日本食鳥協会、全国肉用牛振興基金協会、日本成鶏処理流通協会 等

（実施予定：2件） 日本GAP協会、千葉県畜産協会

（2） 畜産関係以外の団体等

（実施済み：29件） 日本KFC、コープデリ連合会、日本生活協同組合連合会、全国消費者団体連絡会、主婦連合会、消費科学センター、ザ・ヒューメイン・リーグ、麻布大学、川崎近海汽船、京都府畜産センター 等

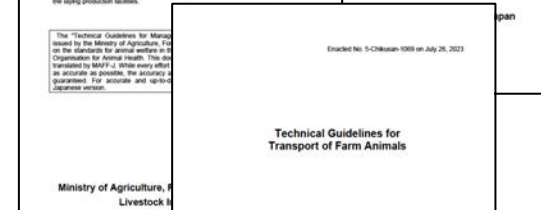
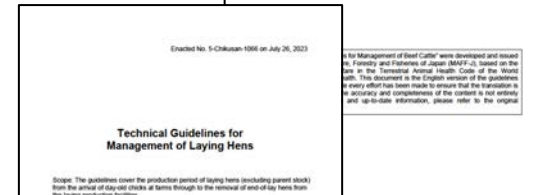
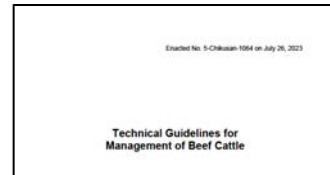
（実施予定：3件） 熊本県、日本獣医学会、日本大学

2 指針等の英訳状況

令和5年度英訳済み



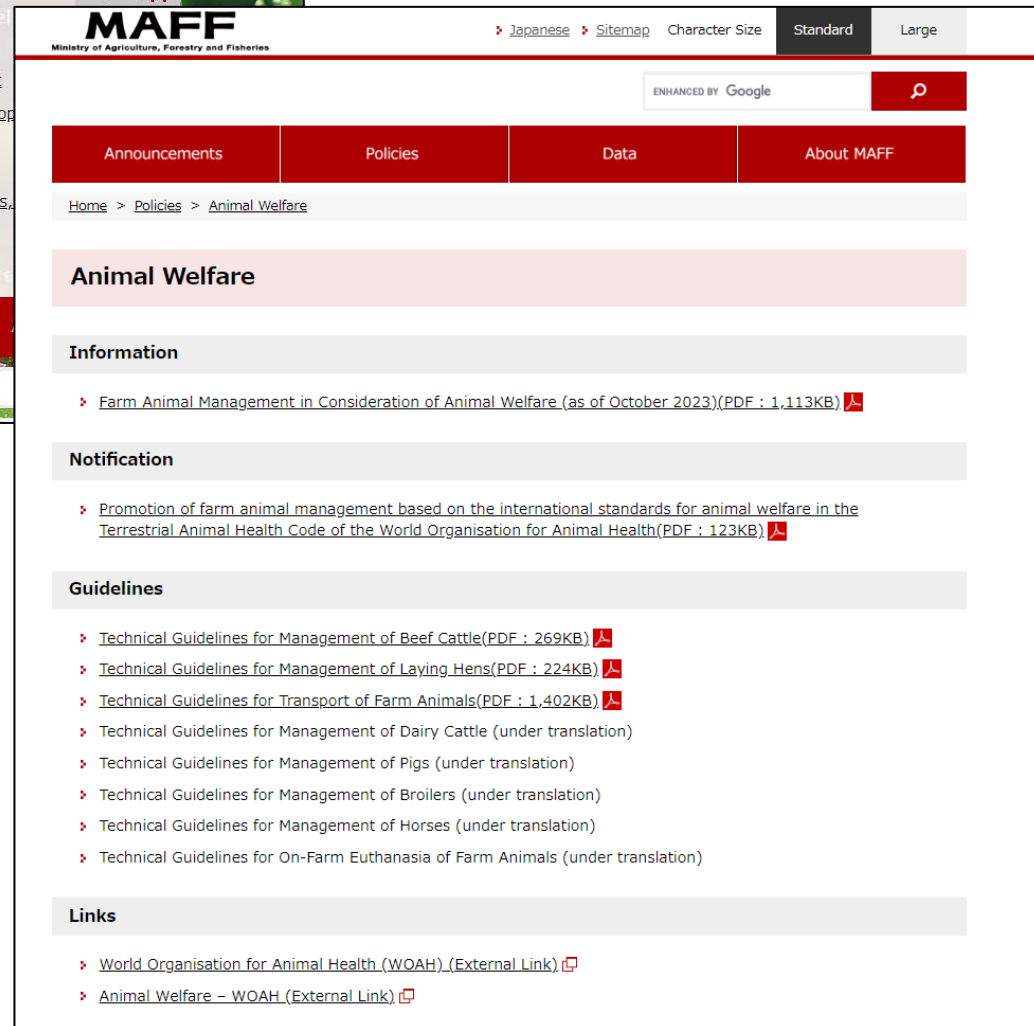
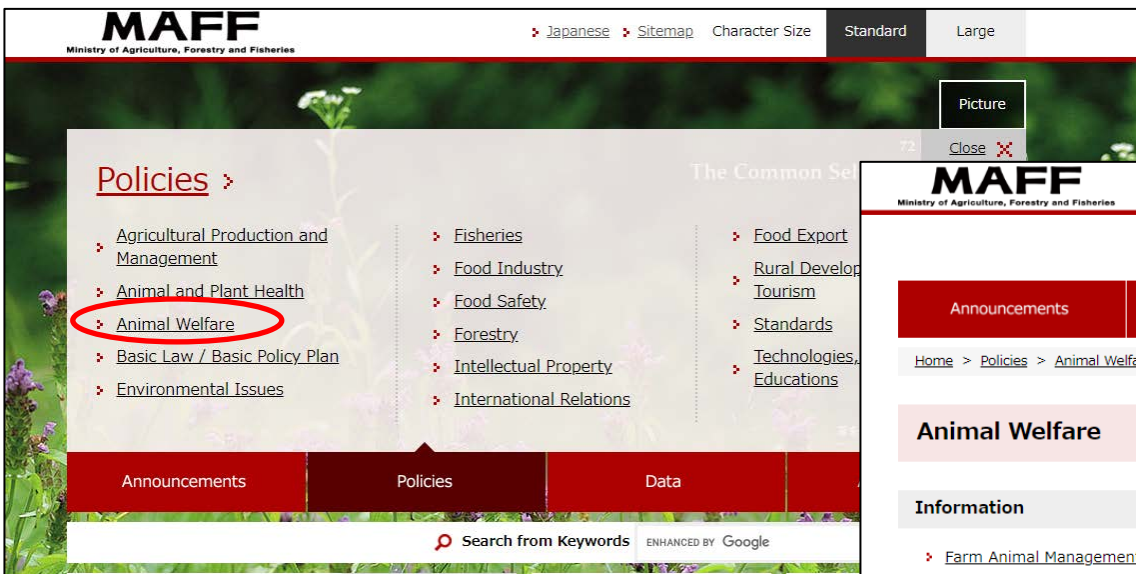
- アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理等について
- 国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について
- 肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針
- 採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針
- 家畜の輸送に関する技術的な指針



令和6年度英訳予定

- 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針
- 豚の飼養管理に関する技術的な指針
- ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針
- 馬の飼養管理に関する技術的な指針
- 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針

【参考】 英語版Webページの充実



3 指針の取組状況の実態調査

- ◆ 昨年(令和5年)7月、アニマルウェルフェアに関する具体的な飼養管理方法等をまとめた「**畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針**」を発出。
- ◆ 本指針の実施状況について、国が調査を行い、その結果を踏まえ、事項ごとに適切な達成目標年の設定や補助事業のクロスコンプライアンスの対象とすることを検討することとしている。
- ◆ 今年度(令和6年度)行う予定の本格調査に先立ち、昨年度(令和5年度)、調査手法等の検討のため試行調査を実施。
- ◆ その結果について、農林水産省のホームページで公表した(6月28日)。

3(1) 令和5年度に実施した試行調査について

調査概要

- ◆「畜種別のチェックリスト」を利用したアンケート調査。
- ◆ 畜産関係団体を通じ、アンケート様式を配布。
- ◆ 回答数：約3,400件
(乳用牛：276件、肉用牛：703件、豚：458件、採卵鶏：299件、ブロイラー：1326件、馬：363件)
- ◆ 試行調査は調査手法等の検討のために実施したものであり、個別の結果の評価(良し悪しの判断)は行わない。

掲載場所

農林水産省

English > このページ > サイトマップ > 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 知識別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 畜産 > アニマルウェルフェアについて

アニマルウェルフェアについて

→英語版ページ (English Version)

世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関で、我が国も加盟している国際獣疫事務局 (WOAH) の動向において、「アニマルウェルフェア」とは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心情的状態をいうと定義されています。アニマルウェルフェアについては、畜産を快適な環境下で飼養することにより、畜産のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながることから、農林水産省としては、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた畜産の飼養管理の普及に努めています。

アニマルウェルフェアに関する新たな指針について

農林水産省は、「畜産ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」について、令和5年7月26日（水曜日）に公表しました。

「畜産ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」

農林水産省は、「畜産ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」に関する生産現場における取組状況について、令和5年度に実施した試行調査の結果を公表しました。

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する生産現場における取組状況について

アニマルウェルフェアに関する新たな指針（案）についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について

クリック

農林水産省

English > このページ > サイトマップ > 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 知識別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 畜産 > アニマルウェルフェアについて > アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する生産現場における取組状況について

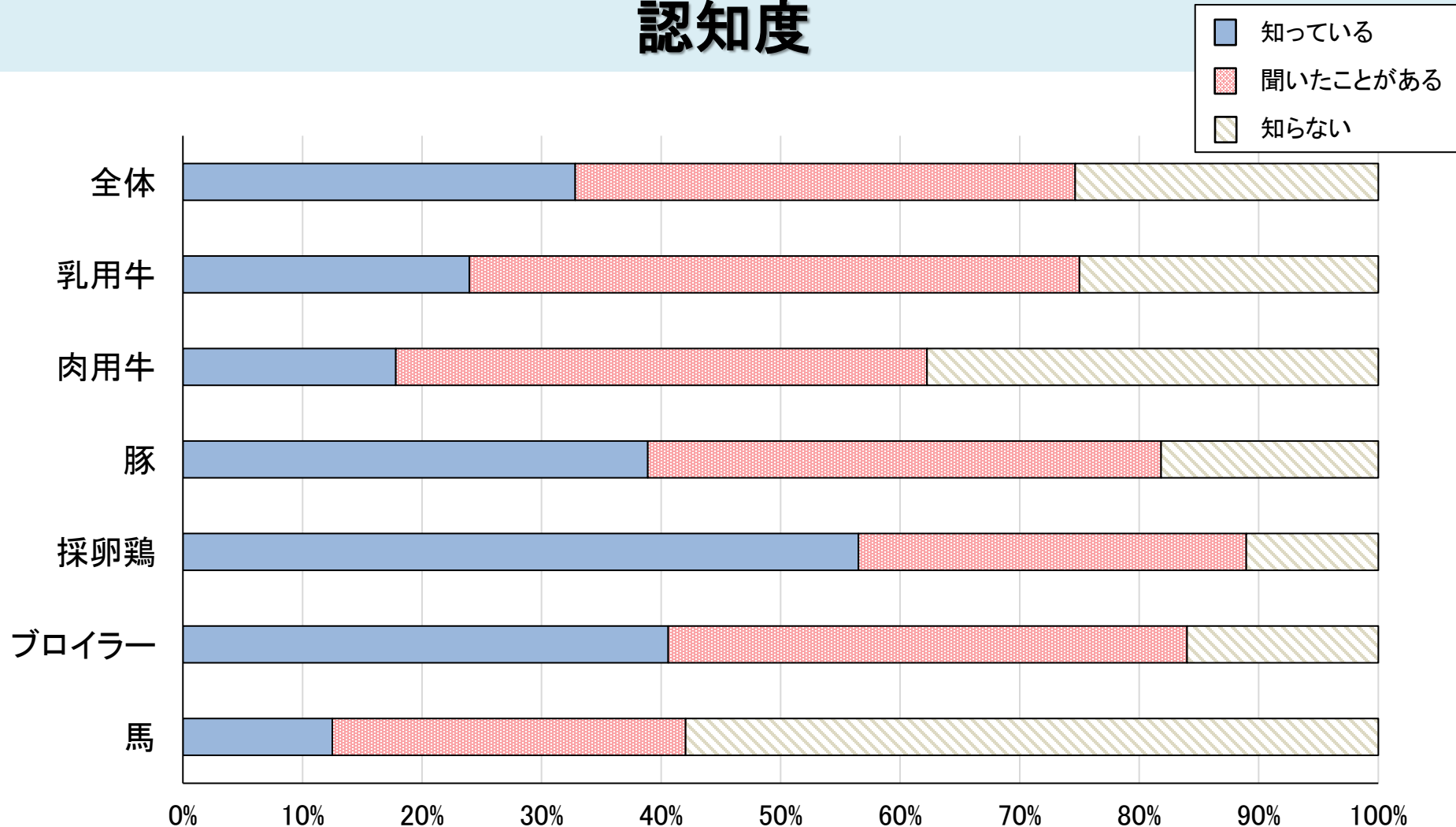
令和5年度に実施した試行調査の結果（令和6年6月28日（金曜日）公表）

- 畜産の概要(PDF: 198KB)
- 乳用牛の調査結果(PDF: 500KB)
- 肉用牛の調査結果(PDF: 504KB)
- 豚の調査結果(PDF: 524KB)
- 採卵鶏の調査結果(PDF: 449KB)
- ブロイラーの調査結果(PDF: 408KB)
- 馬の調査結果(PDF: 454KB)

「畜産の概要」に関する取組状況については、畜産ごとの調査結果に各々まとめて掲載しています。

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」

3(2) 「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の認知度



- 豚・鶏の生産者の認知度は相対的に高く、牛・馬の生産者では低い傾向が見られた。
- 引き続き、説明会等を通じ、より幅広い生産現場に指針を周知する必要がある。⁸

3(3) 試行調査で見つかった課題と対応

課題

- ・ 調査対象者が団体会員に限定された。
- ・ 一部の回答者には記入用紙の配布とオンライン回答フォームの案内を行ったところ、紙での回答数が多く、回収率に大きな差があった。
- ・ 個人情報を取得しないオンライン回答では、重複回答等を排除できない可能性がある。
- ・ 設問の内容が分かりにくかったり、「はい」「いいえ」での回答が難しいものがあったと回答者等から報告があった。
- ・ 設問の数が多かったと回答者等から報告があった。



対応

- ・ 令和5年度と同様な団体会員向けの記入用紙を配布する調査に加え、新たに会員以外も回答可能なオンラインの調査も並行して実施する。
- ・ 想定するオンライン回答フォームでは重複回答を避ける機能がないため、同一回答者による重複回答を避ける観点から、アンケートの1問目に、初めての回答であることを確認してもらう項目を設ける。
- ・ 設問の内容によっては、回答の選択肢を増やす(例:「どちらかというと思う」「どちらかというと思わない」といった選択肢)。
- ・ 類似する設問をまとめるなど、設問数を減らす。

3(4) 令和6年度の本格調査について(案)

調査手法

- 令和5年度に実施した試行調査と同様、「畜種別のチェックリスト」をベースに簡略化したアンケート調査とする。
- 畜産関係団体を通じた、紙によるアンケート調査と並行し、オンラインのアンケートも準備し、都道府県等に周知を依頼する。
- 将来的に、生産者が自身の状況を継続的に確認し、必要に応じ、所属団体や契約企業等へ共有できるよう、**オンラインのアンケートシステムを構築し、生産者自らが回答をExcelやPDF形式で出力・保持できるようにすることを検討。**

対象畜種

- 令和6年度は全畜種(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー及び馬)対象に調査する。

4 WOAHCコードの改正状況

WOAHにおいて改正を検討中の主なコード

- (1) アニマルウェルフェアの勧告に関する序論（第7.1章）
- (2) 疾病制御を目的とした動物の殺処分（第7.6章）
- (3) 動物の輸送に関するアニマルウェルフェア（第7.2章、7.3章、7.4章）

4 (1) アニマルウェルフェアの勧告に関する序論 (第7.1章)

- 現行の第7.1章には、国際的に認められているアニマルウェルフェアの評価の観点である「**5つの自由(five freedoms)**」が盛り込まれているが、より新しい概念である「**5つの領域(five domains)**」を追加する等の改正が議論されている。
- 第7.1章のみならず、他のアニマルウェルフェア関連章の改正につながる可能性があり、今後も議論の行方を注視する必要がある。

参考

「5つの自由」 'five freedoms'

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快さからの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

「5つの領域」 'five domains'

- 栄養
- 精神状態
- 環境
- 健康
- 行動

4（2） 疾病制御を目的とした動物の殺処分 （第7.6章）

- 章のスコープを疾病制御目的だけでなく、自然災害や人災等の他の状況にも拡大。
→章名を「殺処分時のアニマルウェルフェア」に変更
- 本年2月のコード委員会会合報告書では、一般的な推奨事項を含む最初の8条の改正案のみが加盟国に示された。
- 今後、残りの条項の改正案が示される予定だが、畜種ごとの様々な殺処分方法やアニマルウェルフェアの評価方法が含まれることが予想されるため、内容を注視する必要がある。

4 (3) 動物の輸送に関するアニマルウェルフェア (第7.2章、7.3章、7.4章)

- 最近の科学的知見に基づき、動物の輸送(陸海空)に関するアニマルウェルフェア章(第7.2章、7.3章、7.4章)について、見直しが行われている。
- 2023年11月のアドホックグループ会合では、第7.2章(海上輸送)と第7.3章(陸送)の統合が提案され、本年2月のコード委員会会合で承認されている。
- 第7.4章(空輸)については、国際航空運送協会(IATA)の生体動物規則との内容面での棲み分けや整理について検討が進められている。
- 引き続き、アドホックグループで作業中。

【参考】WOAHコード(陸生動物衛生規約)

- WOAHCコードは、国際貿易、動物衛生措置及びアニマルウェルフェアに関する国際基準であり、WOAH加盟国が疾病予防と管理体制についての国内規制を検討する際に参照されるべきものとされている。

<2023年版>

第1巻：一般規定

第1部	疾病診断、サーベイランス及び通報
第2部	リスク分析
第3部	獣医サービスの質
第4部	疾病の予防及び防疫
第5部	貿易措置、輸出入手続及び獣医証明
第6部	獣医公衆衛生
第7部	アニマルウェルフェア

第2巻：WOAHリスト疾病に対する勧告

第8部	複数の動物種に感染する疾病
第9部～16部	ミツバチ、鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚、ラクダの疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	動物の陸路輸送
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
第7.6章	疾病の管理を目的とした動物の殺処分
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚の生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品のための虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については令和3年5月のWOAH総会において採択に付されたが、投票の結果、採択されなかった。

※ 畜種別等の指針を作る際に参考とした章を赤字で示した。